



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年12月25日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
技術検査課	建設業企画監	溝口 智久	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出納管理課	用度係	伊藤 幸	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概要

(株)ヤハタの代表取締役(当時)が、令和3年10月27日、岐阜県各務原市須衛町八丁目371番1所在の同社資材置場において、廃棄物である同資材置場の庭木を剪定した枝木等約61.2キログラムを焼却した。

このことについて、令和3年12月27日に岐阜簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金20万円の略式命令を受けた。

2 対応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2第1項及び別表第2第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(株)ヤハタ(本店:各務原市)

4 停止期間

令和6年12月26日から令和7年2月25日まで(2カ月)

5 参考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」(抜粋)
(資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内

○「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」（抜粋）
（入札参加資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内